

事務連絡  
令和2年7月8日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課  
各国公私立高等専門学校事務局

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

### 放射線副読本の配布に係る調査について

文部科学省では、平成30年10月に放射線副読本を改訂し、全国の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る）（以下「学校」という。）等に配布しています。

今回の改訂に当たっては、放射線に関する科学的な知識を理解した上で、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の状況や復興に向けた取組を学ぶ構成とし、避難児童生徒に対するいじめを防止する内容を抜本的に拡充することや復興に向けた歩みが着実に前進していることを紹介することを主なポイントとしています。各学校において引き続き積極的に御活用いただけるよう、今年度においても、全国の学校の新入学児童生徒に対して無償で配布することとしています。

については、放射線副読本の送付先等を把握したいので、別紙に基づき、送付先等の一覧（送付先等一覧）を作成し、令和2年8月11日(火)までに、当課宛てに送付いただきますようお願いいたします。

#### ○放射線副読本（平成30年10月改訂）

「小学生のための放射線副読本 ～放射線について学ぼう～」

「中学生・高校生のための放射線副読本 ～放射線について考えよう～」

※文部科学省ホームページに公表しています。

URL: [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm)

#### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程第二係（助川、萩尾、榊原）

T E L 03-5253-4111（内線 2930）

F A X 03-6734-3734

E-mail kyoiku@mext.go.jp

## 調査要領

### 1 送付先等一覧の作成について

#### ① 学校の区分に応じた作成主体

- ・公立学校（高等専門学校を除く。）については、各都道府県教育委員会指導事務主管課及び各指定都市教育委員会指導事務主管課において作成してください。
- ・私立学校については、各都道府県私立学校事務主管課において作成してください。
- ・国公立大学法人附属学校については、各国公立大学法人附属学校事務主管課において作成してください。
- ・株式会社立学校については、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課（以下「各地方公共団体株式会社立学校事務主管課」とする。）において作成してください。
- ・国公立高等専門学校については、各国公立高等専門学校事務局において作成してください。

#### ② その他

本件については、必ず添付したエクセルファイルの様式を使用して作成してください。その際、様式の加工・改変等を行わないでください。また、学校の区分ごとにシートが分かれていますので、不要なシートは削除してください。

### 2 送付先等一覧の提出について

- ① 送付先等一覧の提出は、当課アドレス（kyoiku@mext.go.jp）に電子メールの添付ファイルとして送信してください。
- ② ファイル名・メールの件名は、「【〇〇県△立】R2放射線副読本送付先等」としてください。  
【】内の「〇〇県」には一覧の作成主体（都道府県名、指定都市名、大学名、高専名など）、  
「△立」には「公立」、「私立」、「国立」、「株式」のいずれかを記載してください。  
（例：「【北海道公立】R2放射線副読本送付先等」）
- ③ 送付先等一覧は令和2年8月11日(火)までに提出してください。

### 3 送付先等一覧の記入について

送付先等一覧には、放射線副読本の送付先となる学校について必要事項を記入してください。送付先等一覧の作成に当たっては、以下の要領に従って記入してください。

- ① 様式内に、都道府県名、担当者名、連絡先を記入してください。連絡先には、電話番号（直通）、FAX番号、メールアドレスを必ず記入してください。なお、番号欄は記入しないでください。
- ② 「①区分」（1列目）：送付先が学校である場合は、公立・私立・国立・株式会社立の区分をそれぞれ「公」、「私」、「国」、「株」として記入してください。
- ③ 「②郵便番号」（2列目）：送付先の7桁の郵便番号を半角数字で記入してください。「-」（ハイフン）も半角としてください。
- ④ 「③住所」（3列目）：送付先の住所を記入してください。都道府県から記入し、「#」等は用いないでください。地番は「1-2-3」のように半角数字で記入し、「1丁目2番地の3」のように記入しないでください。また、各町村に所在する学校について、住所に「〇〇郡」と郡名がある場合は必ず省略せずに記入してください。
- ⑤ 「④送付先」（4列目）：送付先の名称を記入してください。必ず〇〇市立、〇〇町立など正式

な名称を記入してください。

※ 送付先の記載順序

- ・都道府県教育委員会指導事務主管課においては、上から、小学校（市区町村ごとに記入してください。）、中学校（市区町村ごとに記入してください。）、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）の順序で整理して記載してください。学校については、県立学校分も含めて一覧を作成してください。
- ・指定都市教育委員会指導事務主管課においては、上から、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）の順序で整理して記載してください。
- ・各都道府県私立学校事務主管課においては、上から、小学校（市区町村ごとに記入してください。）、中学校（市区町村ごとに記入してください。）、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）の順序で整理して記載してください。なお、小学校及び中学校等を有する同一の学校法人については、上記の整理によらなくても構いません。
- ・各地方公共団体株式会社立学校事務主管課においては、上から、小学校（市区町村ごとに記入してください。）、中学校（市区町村ごとに記入してください。）、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）の順序で整理して記載してください。なお、小学校及び中学校等を有する同一の学校法人については、上記の整理によらなくても構いません。
- ・各国公立大学法人附属学校事務主管課においては、上から、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校及び特別支援学校の順序で整理して記載してください。

⑥ 「⑤電話番号」（5列目）：電話番号を半角数字で記入してください。市外局番、市内局番などの間の「-」（ハイフン）も半角としてください。

⑦ 「新入学児童生徒数」（6～8列目）：今年度の児童生徒用の配布部数として、送付先等一覧の作成主体や各市町村教育委員会が把握している各学校の令和2年度の新入学児童生徒数（令和2年5月1日時点の在籍児童生徒数）を半角数字、で記入してください（自動計算が不可となりますので、記入の際、表示形式が「文字列」にならないようご注意ください。）。

※ 送付先等一覧の作成主体や各市町村教育委員会において、学校基本調査に回答された各学校の令和2年度の新入学児童生徒数（令和2年5月1日時点）の情報を把握している場合には、その情報を転記いただいても構いません。

※ 送付先の対象には、特別支援学校、中等教育学校、義務教育学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）も含まれることになるので、送付すべき学校と新入学児童生徒数が必ず欠落しないようにしてください。（県立学校については、義務教育担当課が所管していない場合も在りうるので、本事務連絡については、教育委員会内部での情報共有を必ず図ってください。）

※ 各学校には、余部として一定数を配布します。

⑧ なお、配布部数については、一覧提出後、文部科学省で調整する場合があります。

⑨ 外字は使用しないでください。代替可能な文字がない場合は、平仮名等で記入してください。

⑩ 集計の都合上、行、列の削除、文字のセンタリングや均等割付、セルの結合や罫線等の装飾はしないでください。

⑪ 各送付先や各冊子の配布部数の合計は不要です。

#### 4 送付先について

- ① 公立学校（専修学校（高等課程を置くものに限る。）を含む。）及び国公立高等専門学校については、各学校を送付先とします。
- ② 私立学校（専修学校（高等課程を置くものに限る。）を含む。）については、原則として、各学校を設置する学校法人の指定するいずれか1校を送付先とします。ただし、同一法人の設置する複数の学校間の所在地が著しく離れている場合等は、各学校を送付先とすることができますので、複数の学校への送付を希望する場合は送付先等一覧の「備考」（9列目）にその旨を記入してください。
- ③ 国立大学法人附属学校については、各学校を送付先とします。
- ④ 株式会社立学校については、各学校を送付先とします。

#### 5 配布時期について

令和2年10月以降の配布を予定しています。